

保護者の皆さま

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚

新型コロナウイルス感染防止のための家庭での保育に伴う 保育料の減額手続き書類の提出について[4月分～6月分]

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年6月30日までの間、登園を控え、家庭で保育された場合の基本保育料の減額手続きについて、次の書類を園に提出してください。
現在の月額保育料が「0円」となっている方は手続きの必要はありません。

1 提出書類

登園を予定していた日を感染防止のためにお休みしている場合は、以下の書類を提出してください。区公式ホームページに、提出書類の様式を掲載しています。

【当該月に1日も登園しなかった場合は、園において書類を作成しますので保護者に提出いただく書類はありません。】

① 保育料の減額に係る確認書 [0～2歳児クラス]

[4月入園児で、休園扱いとして登園開始日を延期している方]

- ・在籍児と同様に減額の対象とします。
- ・4月、5月のすべてを休園している場合は、園において書類を作成しますので保護者に提出いただく書類はありません。1日でも登園された日がある場合は、書類を園に提出してください。
- ・登園を開始してから4月分、5月分について提出することでも可能ですが、なるべく当該月の提出期限に合わせて提出してください。

2 提出先

園に提出してください。

[提出期限]	保護者から園への提出締切日
令和2年 4月分	令和2年 5月20日(水)
令和2年 5月分	令和2年 6月19日(金)
令和2年 6月分	令和2年 7月20日(月)

3 保育料の減額の要件

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、通常であれば登園している日を休んでいくこと。
- 在籍園へ「新型コロナウイルス感染症の感染予防のためお休みする」こと、「お休みする日」を事前に報告していること。

4 保育料の減額

登園予定であった日を休み、登園しなかった場合は、その日数に応じて、次表のとおり、月額保育料を減額します。

(基本保育料が対象です。延長保育料の取扱いについては各園にお問い合わせください。)

登園しなかった日数/月	減額する額 (100円未満切上げ)
1日～ 5日	基本保育料の月額 $\frac{4}{10}$ に相当する額
6日～12日	基本保育料の月額の半額に相当する額
13日以上	基本保育料の月額の全額に相当する額

【問合せ先】 新宿区子ども家庭部保育課 入園・認定係 TEL:03-5273-4527、FAX:03-3209-2795